



(仮称) 市民音楽ホール整備の基本的な計画について

平成29年12月



浜 松 市



## 目 次

<b>1 基本的な計画の主旨</b>	<b>1</b>
(1) 計画の目的	
(2) 建設理念	
(3) 建設方針	
(4) 建設規模	
<b>2 計画地概要</b>	<b>3</b>
(1) 施設名称	
(2) 計画地概要	
<b>3 配置計画</b>	<b>4</b>
(1) 周辺環境への配慮	
(2) 配置計画	
<b>4 平面計画</b>	<b>6</b>
(1) 機能の基本方針	
(2) 各機能計画	
<b>5 仕様計画</b>	<b>8</b>
(1) 基本的事項	
(2) 構造計画	
(3) 一般構成材の計画	
(4) 建築設備計画	
<b>6 敷地現況写真・概略事業工程</b>	<b>11</b>
(1) 敷地現況図・現況写真	
(2) 概略事業工程	



## 1 基本的な計画の主旨

### (1) 計画の目的

浜松市では、昭和 36 年に建設された教育文化会館（はまホール）が、市民の文化活動や吹奏楽をはじめとする学校教育団体の活動における発表会の拠点として、長らく浜松の音楽のまちづくりを支えてきたが、経年による施設の老朽化や耐震性能などの課題により平成 27 年 3 月末に休館した。

その後、同施設のあり方を検討する「教育文化会館（はまホール）検証検討会」において、同施設と同規模の新施設が必要であることなどの提言がなされた。その提言を受け、市としては創造都市政策における市民の「文化創造拠点」と位置付ける新施設として整備するため、浜松市創造都市推進会議での議論を踏まえて「浜松市市民文化創造拠点施設基本構想」を策定した。

しかし、市民文化創造拠点施設の整備は長期的な取り組みとなるため、市民の音楽文化活動が停滞してしまうことが危惧されている。また、学校教育団体の代替利用が集中することにより、アクトシティ浜松の利用は逼迫し、様々な機会損失を招いている。

こうした課題への対応として、「市民団体の発表の場」を確保し、市民の音楽文化活動の継続的発展を図るために、(仮称)市民音楽ホールの建設計画に至ったものである。

(仮称)市民音楽ホールを建設するにあたり、これまでの経緯や、「(仮称)市民音楽ホール整備についての考え方」を踏まえた上で、建設理念、建設方針に沿って、施設の規模及び整備レベル等の検討を行い、基本的な計画を示すものである。

### (2) 建設理念

(仮称)市民音楽ホールは、「(仮称)市民音楽ホール整備についての考え方」で定める目的や役割を達成するため、様々なホールを利用した活動のうち、はまホールでの利用が特に多かった学校教育団体や吹奏楽などの音楽団体の利用を中心とした施設として整備する。

ア 「音楽の都・浜松」における多彩な市民活動を促進する施設

イ 「音楽の都・浜松」を支える次世代の担い手を育成する施設

ウ 継続的な音楽文化活動を通じて、「音楽の都・浜松」を広く発信する施設



### (3) 建設方針

#### ア シンプルで使いやすい施設

- ・音楽文化の成果発表の場として、1,500席程度の音楽ホールとする。
- ・ホール・舞台は、高いレベルでの音楽文化を体験するために、音楽発表に最適となる音響空間を創出する。
- ・リハーサル室、多目的室は、活発な音楽活動が展開できるよう、防音、遮音性能を確保する。

#### イ ライフサイクルコストを縮減した施設

- ・材料、工法の選定において、イニシャルコスト、ランニングコストやメンテナンスの容易性を含めた総合的な評価により判断する。
- ・学校教育団体や吹奏楽などの市民音楽団体の利用を中心とした、市民の文化活動の発表の場としての利用を念頭に、舞台機能を必要最小限のものとする。

#### ウ 短期間整備、早期オープンを可能とする施設

- ・強固な支持地盤への建設により、特殊基礎工事の省略や簡略化を検討する。
- ・工場生産部材の多用化により、現場作業の省力化、期間短縮、及び天候不順による工事工程への影響低減を検討する。

### (4) 建設規模

#### ア 建物用途・構造・規模

- ・建物用途 音楽ホール
- ・構造 鉄骨造 または 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- ・規模 延べ面積 5,700 m<sup>2</sup> 程度

#### イ 客席・駐車場

- ・客席 1,500席 程度（車椅子用スペースを含む）
- ・駐車場 450台 以上（身体障がい者専用駐車場、思いやり駐車場を含む）

#### ウ 予定工事費

- ・予定工事費 3,630百万円（消費税相当額除く）
- ・本体建設工事（建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事、昇降機設備工事、舞台機構設備工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事）、外構工事（車両出入口造成工事を含む）



## 2 計画地概要

### (1) 施設名称

(仮称) 浜松市市民音楽ホール

### (2) 計画地概要

所在地番	浜松市北区新都田三丁目 102-1、102-2
都市計画区域	都市計画区域内（市街化区域）
用途地域	近隣商業地域
地区計画	浜松都市計画都田地区計画
主要道路	市道 都市計画道路横尾線（南側～南西側）：幅員 30m 市道 新都田 34 号線（北側～北西側）：幅員 16m 市道 白昭沢上線（東側）：幅員 16m
防火地域	指定なし
敷地面積	30,034.62 m <sup>2</sup> （登記簿面積）
容積率	200 %
建ぺい率	90 % (建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号による割増を含む)
日影規制	近隣商業地域：5 時間、3 時間、測定値平均 GL+4m 住居系地域：4 時間、2.5 時間、測定値平均 GL+4m
建築基準法第 22 条 第 1 項による指定	指定あり
上・下水道	上水道供給地域、公共下水道処理区域
電力	電力供給事業者からの供給
ガス	都市ガス供給事業者からの供給
その他	浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱適用 浜松市緑の保全及び育成条例適用 浜松市景観条例適用 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例適用



### 3 配置計画

#### (1) 周辺環境への配慮

##### ア 周辺住宅地との関係

- ・周辺住宅地の景観と調和のとれた配置計画及び色彩計画とする。
- ・建物からの音や光、日影などが周辺住環境を阻害しないよう配慮した計画とする。
- ・周辺住民のプライバシー保護に配慮した計画とする。

##### イ 周辺道路との関係

- ・計画敷地南側の都市計画道路横尾線は、浜松都市計画都田地区計画により車両の出入口を設けてはならないため、車両の出入口は新都田 34 号線及び白昭沢上線に配置する。
- ・新都田 34 号線及び白昭沢上線は、周辺住民の生活動線であるとともに、新都田 34 号線は住宅地に面することから、施設利用時の交通渋滞やプライバシー保護に配慮した計画とする。
- ・周辺道路に面した敷地内法面緑地帯は、車両出入口を除いて、できる限り現状の形態を維持し、植栽などによる緑化を計画する。



## (2) 配置計画

### ア 建物の配置計画

- ・計画敷地が区画整理事業により造成した敷地のため、敷地内において地山の切土部分と盛土部分が混在しているが、工事費削減や工期短縮を考慮して、できるかぎり切土部分への配置計画とする。
- ・建物エントランス周りは、主な利用者となる学校教育団体の利用を踏まえ、大人数の集団行動形態を十分に検討し、通常利用時に加えて、非常時での避難誘導にも有効となる空地を設けるよう計画する。

### イ 敷地内地盤面高さの計画

- ・計画敷地は、東側より西側に向けて低くなる三段の地盤面で構成され、最大高低差は約 2.7mとなっているが、建物配置や駐車場計画の工夫により、できるかぎり現状の地盤高さを維持した計画とする。

### ウ 駐車場及び敷地内通路の計画

- ・施設利用者用の一般駐車場は、身体障がい者専用駐車場や思いやり駐車場を含めて、450 台分以上を確保できるように計画する。
- ・駐車場は、施設利用団体の利用状況に合わせて駐車範囲を区画制限可能となるよう計画するとともに、夜間や施設休館日における車両進入対策を計画する。
- ・主な利用者となる学校教育団体の利用を踏まえ、大型バスが駐停車できるスペースを確保できるように計画する。
- ・周辺の公共交通機関の状況を踏まえ、タクシー乗降スペースを確保できるよう計画する。
- ・身体障がい者専用駐車場や思いやり駐車場は、「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を遵守し、玄関配置に対して利用しやすい位置に計画する。
- ・歩車道分離を原則とし、安全な歩行空間を形成できる計画とする。
- ・その他の車両動線としてサービス車両動線、緊急車両動線に配慮し、安全で効率のよい敷地内通路となるよう計画する。

### エ 外構緑地帯の計画

- ・緑地帯の計画は、関係法令等を遵守するとともに、選定する樹種等は、周辺景観と調和を保ち、日常管理の容易性に配慮した計画とする。



## 4 平面計画

### (1) 機能の基本方針

市民音楽ホールは、主に「ホール機能」「管理機能」「共用機能」から構成し、これらの機能や動線を考慮し、各機能の配置を決定する。

機能	室名	概要
ホール機能	ホール	客席 1,500 席 程度（車椅子スペース含む） 学校教育団体利用時の飲食を可能とする
	舞台	音楽発表に特化したプロセニウム形式 主舞台、袖舞台、舞台機構、舞台照明、舞台音響 反射板、バトン、映写、調光、音響
	リハーサル室	1 室 主舞台同等面積 程度 防音・遮音対策を施す
	多目的室	3 室 各 140 m <sup>2</sup> 程度 音楽練習などのほか、会議室としても活用可能 防音・遮音対策を施す
	楽屋	4 室 各 35 m <sup>2</sup> 程度 可動間仕切壁により 2 室 1 室利用を可能とする
	ホワイエ	交流、待合として十分な空間を確保する 学校教育団体利用時の飲食を可能とする 非常時の避難・誘導を考慮する
	受付 主催者控室	イベント規模を考慮する
	倉庫・荷捌き	必要最小限とする
管理機能	管理事務室	建物の運営・管理に必要な面積、機能を確保する 将来の指定管理者制度導入を考慮する
	会議室	1 室 20 人程度を想定
	休憩室	スタッフ休憩室 施設利用者の体調不良時の休憩も兼ねる
	機械室 ポンプ室	必要最小限とする 維持管理作業、機器更新作業を考慮する
共用機能	多目的トイレ トイレ、授乳室	適正規模を計画する
	エレベーター	適正規模を計画する

※プロセニウム形式：舞台と観客が境界（プロセニウムアーチ）によって区分される舞台形式





## (2) 各機能計画

### ア ホール機能

- ・高いレベルでの音楽文化を体験するために、ホール内の音響空間は吹奏楽や合唱の発表に特化した計画とする。
- ・主舞台は、吹奏楽団体の80人規模での発表が可能な面積とする。
- ・主舞台の上手、下手に袖舞台を配置し、発表団体のスムーズな入れ替りを考慮した計画とする。
- ・リハーサル室は、主舞台と同等面積とし、主舞台へのスムーズな動線を確保する。
- ・多目的室は、55人規模の吹奏楽が練習できる空間とし、3室を計画する。
- ・楽屋は4室とし、可動間仕切壁により2室1室の利用が出来るよう計画する。
- ・ホワイエは、利用団体の属性に応じた、施設入退館時や休憩時間における動線、滞留時間などを考慮し、適正な空間を確保した計画とする。また、非常時のシンプルな避難・誘導動線を確保する。
- ・倉庫は、グランドピアノなど通常の音楽発表では持ち込まれない楽器の保管スペースとして、適切に空間を確保する。

### イ 管理機能

- ・管理事務室は、建物全体の管理・運営に必要な面積、機能を確保し、将来的な指定管理者制度の導入も視野に入れて計画する。
- ・会議室は、施設管理側だけでなく、施設利用団体も使用可能な室として計画する。
- ・休憩室は、施設スタッフだけでなく、施設利用者に体調不良が発生した場合にも利用可能となる計画とする。

### ウ 共用機能

- ・音楽ホールとしての使用形態を十分に検討し、最適な規模・配置を計画する。
- ・必要となる機能は「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を遵守する。



## 5 仕様計画

### (1) 基本的事項

#### ア 長期耐用性

- ・市民文化創造拠点施設が具現化するまでの期間のみならず、他の市有文化ホールの老朽化や大規模改修に対応する代替機能としての使用を考慮し、長期の使用に耐えうる仕様とする。

#### イ 維持管理性

- ・使用材料、使用機器等の選定は、耐久性に加え、保全、清掃などのメンテナンス性にも配慮した計画とする。
- ・ライフサイクルコストの削減に配慮した計画とする。

#### ウ ユニバーサルデザインへの対応

- ・「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を遵守した計画とする。

#### エ 環境配慮

- ・CASBEE静岡による評価「B+」以上とする。
- ・環境負荷の少ない資材やリサイクル製品の活用などを基本とする。また、改修時や解体時にリサイクル可能な資材の採用を検討する。
- ・雨水涵養やCO<sub>2</sub>排出削減など、環境保全対策に配慮した計画とする。
- ・高効率機器を積極的に導入するよう検討し、地球環境負荷の低減を図る。

※CASBEE静岡：県が制定した静岡県建築物環境配慮制度で用いられる評価ツール

#### オ 地域経済への配慮

- ・地域特性を反映した音楽ホールの整備や地域経済への効果等の観点から、建設資材全般において可能なかぎり地場産材を活用する。

#### カ 災害対応

- ・想定される東海地震への対応に加え、風水害等の自然災害に対しても施設機能を損なうことなく、できる限り損傷を受けない計画とする。
- ・消防活動用緊急車両の活動空地の確保や避難動線の明確化などにより、火災時の避難、消火活動等が円滑に行える計画とする。



## (2) 構造計画

### ア 構造種別、構造形式、構造強度

- ・施設特性、施設規模、スパンや経済性、施工性等を考慮して構造種別を決定する。
- ・「静岡県建築構造設計指針・同解説」や関係法令等に準拠し、自重、積載荷重、その他の荷重及び地震荷重、風荷重に対して構造耐力上十分に安全な計画とする。
- ・「官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）」による大地震動に対する構造体の耐震安全性：Ⅱ類、建築非構造体の耐震安全性：B類、建築設備の耐震安全性：乙類とする。

### イ 基礎構造

- ・良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等により建築物に支障を与えることのない基礎構造及び工法を選定する。

## (3) 一般構成材の計画

### ア 外部仕上げ

- ・周辺環境との調和に配慮し、特に学校教育団体の音楽発表の場として相応しい仕上げ材を選定する。
- ・音楽ホールとして求められる音響空間に必要な防音性、遮音性に配慮した仕上げ材を選定する。
- ・外観の意匠性に優れ、使用箇所に適した耐久性、耐候性、耐火性、耐衝撃性、安全性、メンテナンス性、経済性に配慮した仕上げ材を選定する。
- ・適切な断熱を確保し、結露防止、空調負荷軽減に配慮した仕上げ材を選定する。

### イ 内部仕上げ

- ・音楽ホールとして求められる音響空間に必要な防音性、遮音性に配慮した仕上げ材を選定する。
- ・ホールやホワイエ、リハーサル室、多目的室等、各室の用途に応じた雰囲気、安心感、清潔感などが感じられる色彩計画とする。
- ・各室の用途及び規模等に応じた仕上げ材及び工法を選定する。
- ・各室間及び騒音の発生する室（機械室等）の遮音に配慮する。

### ウ その他

- ・建具は、防火性、耐食性、遮音性及び機能性に応じて材質及び開閉方式を選定する。
- ・手摺、サイン等の建物付帯物は、目的に応じた形状及び材質を選定する。
- ・サイン計画等は、総合的なデザイン計画を作成し決定する。



#### (4) 建築設備計画

##### ア 電気設備

- ・高度化、多機能化する文化施設（音楽ホール）に対応した信頼性の高い設備計画とする。
- ・保守、管理性の向上を目指した設備計画とする。
- ・音楽ホールとしての特性を考慮し、施工性、操作性、メンテナンス性等に配慮した計画とする。
- ・施設環境の向上と省エネルギー及び環境負荷低減に配慮し、周辺環境、地球環境と調和した計画とする。
- ・施設利用者の安全性、サービス向上に配慮した計画とする。
- ・すべての人に対するアメニティーに配慮した計画とする。
- ・自然災害等における停電対策に配慮した計画とする。

##### イ 空気調和設備

- ・空調設備システムは、ライフサイクルコスト、省エネルギー性、環境負荷低減、保守性、等について総合的に検討しその方式を決定する。
- ・音楽ホールとしての特性を考慮し、気流分布、温度分布、室内発生騒音等に配慮した計画とする。
- ・中間期における外気冷房運転への切り替え等により、光熱水費の低減を図る。
- ・熱源機器の複数台連結式等の採用により、故障時の稼働停止防止を図る。

##### ウ 給排水衛生設備

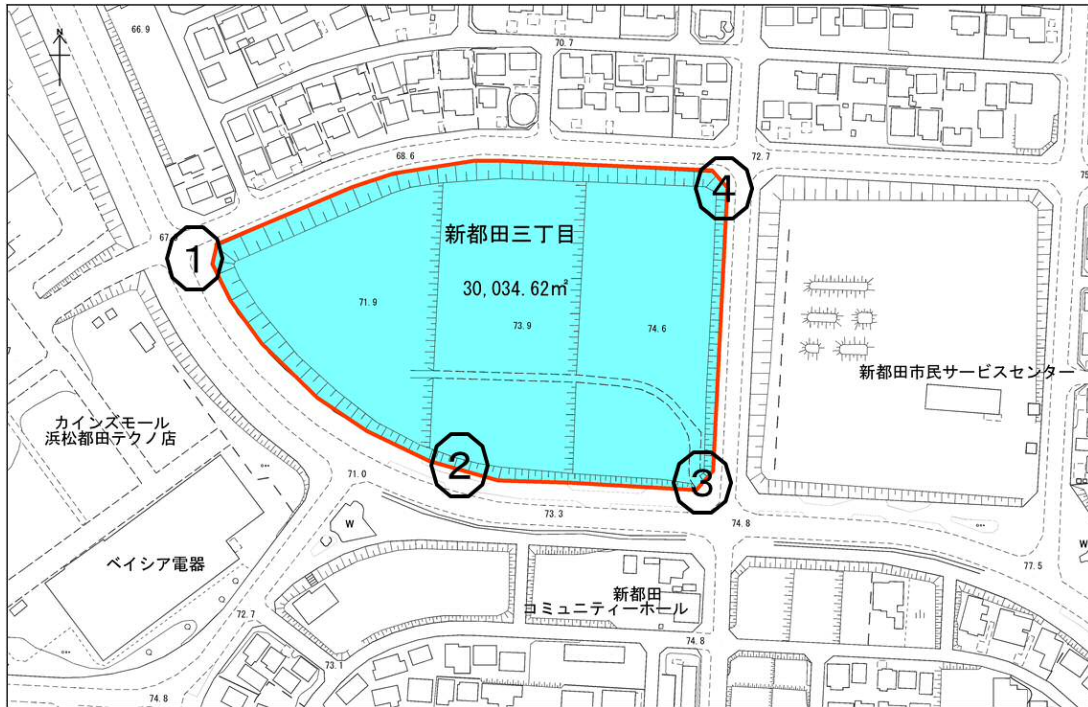
- ・給排水衛生設備システムは、ライフサイクルコスト、省エネルギー性、環境負荷低減、保守性等について総合的に検討しその方式を決定する。
- ・音楽ホールとしての特性を考慮し、適切な衛生器具数の選定を行う。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、だれもが快適に利用できる設備を計画する。
- ・消火設備等防災設備については、利用者の安全を確保するため適切に計画する。

##### エ 昇降機設備

- ・ユニバーサルデザインに配慮し、だれもが快適に利用できる設備を計画する。
- ・音楽ホールの利用状況を踏まえて、かごの定員を検討する。

## 6 敷地現況写真・概略事業工程

### (1) 敷地現況図・現況写真





## (2) 概略事業工程

ア	基本・実施設計	平成30年	3月	～	平成31年	1月
イ	本体建設工事	平成31年	6月	～	平成32年	8月
ウ	車輛出入口造成・外構工事	平成31年	6月	～	平成32年	8月